



A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

4 住所や世帯が変わったとき

住所や世帯<一緒に住んでいる人>が変わったとき、市役所や区役所に知らせなければいけません。

あなたが世帯主<一緒に住んでいる家族の代表>が市役所や区役所へ行ってください。

4-1 住所が変わったとき

中長期在留者は住所が変わったとき「転出届」、「転入届」、「転居届」を出さなければいけません。それから「住居地届出書」も出してください。でも一緒に住んでいる人みんなの在留カードを出したら「住居地届出書」は出さなくてもいいです。

(1) 転出届

新しいところへ引っ越し前に、今住んでいるところの市役所や区役所に「転出届」を出してください。そして「転出証明書」をもらいます。

だれ	ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
1 本人(引っ越しする人)	1 転出届(市役所や区役所にあります)	引っ越しする前のところの市役所や区役所	引っ越し前	いりません。
か世帯主	2 本人かどうかわかるもの(免許証や国民健康保険証など)	区役所		
2 本人と一緒に住んでいる人	3 他の人にたのむとき委任状が必要ですが	ゆうびんおく(郵便で送ることができるところもあります)		
3 本人がたのんだ人				

(2) 転入届と住居地変更の届出(違う市に引っ越ししたとき)

違う市に引っ越ししたときは、新しく住む市の市役所や区役所で「転入届」と「住居地変更の届出」を出してください。引っ越しから、14日以内にしてください。





あたらしいざいりゅうせいど ねんがつこのか あたらしか
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ [A 新しい在留制度のトップへ](#)

だれ	ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
1 本人(ひっこした人)か 世帯主	1 転入届(市役所や区役所にあります。) 2 ひっこした人 みんなの 在留カード(外国人登録証明書) 3 世帯主ではない人: あなたと世帯主との関係がわかるもの	あたらしいす 新しく住む ところの市役所や区役所	ひっこした日から14日以内	いりません。
2 本人と一緒に住んでいる人	4 転出証明書(前に住んでいた市でもらってください)			
3 本人がたのんだ人	5 本人かどうかわかるもの(免許証や国民健康保険証など) 6 他の人にたのむとき委任状が必要です。			

(※)ひっこしたところの市役所や区役所があなたの在留カードに新しい住所を書きます。

(3) 転居届と居住地変更の届出(同じ市の中でひっこしたとき)

いますしなか
今住んでいる市の中で、ひっこしたとき市役所や区役所で「転居届」と「居住地変更の届出」を出してください。

だれ	ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
1 本人(ひっこした人)か 世帯主	1 転居届(市役所や区役所にあります) 2 ひっこした人 みんなの 在留カード(外国人登録証明書) 3 世帯主ではない人: 世帯主との関係がわかるもの	市役所や区役所	ひっこした日から14日以内	いりません。
2 本人と一緒に住んでいる人				
3 本人がたのんだ人	4 本人かどうかわかるもの(免許証や国民健康保険証など)			





あたらしいざいりゅうせいど ねんがつこのか あたらしか
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ [A 新しい在留制度のトップへ](#)

	じぶん ほかにひと い 5 自分のかわりに他の人に行ってもらおうと いにんじょう ひつよう きは委任状が必要です。		
--	--	--	--

(※)ひっこしたところの市役所や区役所はあなたの在留カードに新しい住所を書きます。

けっこん りこん
4-2 結婚するとき、離婚するとき

けっこん りこん
(C [結婚・離婚](#) をみてください)

けっこん こんいんとどけ だ りこん りこんとどけ だ けっこん りこん ふたり
結婚するとき、「婚姻届」を出します。離婚するとき「離婚届」を出します。結婚する(離婚する) 2人
す しやくしょ くやくしょ だ じゅうしょ
の住んでいる市役所や区役所に 出します。どちらの住所でもいいです。
ふたり なか ひとり がいこくせき ふたり がいこくせき にゅうこくかんりきよく たいしかん りょうじかん し
2人の中で 1人が 外国籍、2人とも 外国籍のとき、入国管理局と 大使館や 領事館にも 知らせ
なければなりません。

こ う
4-3 子どもが生まれたとき

ざいりゅうしかく あか こ
(B [在留資格2-8](#)、H [赤ちゃん子ども2](#) をみてください)

こ う しゅっしょうとどけ だ こ う どう かあ
子どもが生まれたとき「出生届」を出します。子どもが生まれたところか、お父さんと お母さんが
す しやくしょ だ
住んでいるところの市役所に 出します。
どう かあ がいこくせき ふたり がいこくせき にゅうこくかんりきよく たいしかん
お父さんか お母さんか どちらかが 外国籍のとき、2人とも 外国籍のときは、入国管理局と 大使館や
りょうじかん し
領事館にも 知らせなければなりません。
ちゅうちようぎざいりゅうしゃ こ にほん す ちか にゅうこくかんりきよく ざいりゅうしかく しんせい
中長期在留者の子どもが日本に住みたいときは 近くの 入国管理局で 在留資格の 申請をし
ます。そのとき「出生証明書」と「出生届受理証明書」を持って行って ください。
しゅっしょうとどけ しやくしょ くやくしょ だ あと ざいりゅうしかく しんせい じゅうみんひょう うつ
もし 出生届を市役所や区役所に 出した後で 在留資格の 申請をするときは「住民票の写
し」か「住民票記載事項証明書」を持って行って ください。そうすれば 在留資格を もらった後、市役
しよ くやくしょ じゅうきよち とどけで
所や区役所に「住居地の届出」をしなくていいです。

し
4-4 死んだとき

てつづ
(D [いろいろな手続き4](#) をみてください)

ひと し し ひと かぞく す しやくしょ くやくしょ しほうとどけ だ
人が 死んだところか、死んだ人の 家族が 住んでいるところの市役所や区役所に「死亡届」を出しま





あた ら ざいりゅう せいど ねん がつこのか あた ら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

[あた ら ざいりゅうせいど
A 新しい在留制度のトップへ](#)

し ひと ざいりゅう ちか にゅうこくかん りきょく かえ たいしかん りょうじかん し
す。死んだ人の 在留カードを 近くの 入国管理局に 返して ください。また大使館や 領事館にも 知ら
せなければなりません。